

教育の内部質保証マニュアル

令和 3 年 2 月 承認
令和 3 年 6 月 改定
教育改革推進委員会

I. はじめに

1. 内部質保証とは

内部質保証とは、「大学がその使命や目的を実現するために、教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備その他大学における諸活動の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、組織的に改善及び向上に取り組むこと」と定義づけられています。

学校教育法に規定され、7年以内毎に受審を義務づけられている大学機関別認証評価においても、大学として、この内部質保証体制が整備され、有効に機能していない場合は適合認定されない重要な項目となっています。

2. 教育の内部質保証とは

教育の内部質保証とは、上記の大学全体の内部質保証の取組のうち、「教育研究活動の質及び学修成果の水準等を継続的に保証するとともに、組織的に改善及び向上に取り組むこと」と定義されています。

認証評価機関の一つである大学改革支援・学位授与機構が定めた「教育の内部質保証ガイドライン」（平成29年3月31日）においては、教育の内部質保証を実現するためには以下の取組が必要であるとされています。

1 教育の内部質保証に関する方針と体制

大学が教育研究活動の質と学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うための枠組みとして、質保証の方針や体制を定めている。

2 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）

教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を保証し、継続的に改善・向上を行うために、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（プログラム・レビュー）を行っている。

3 教育プログラムの新設等の学内承認

新たな教育プログラムの設置において、その質を保証するための学内承認の仕組みを定め、行っている。

4 教職員の能力の保証と開発

教育研究活動を担う教員と教育支援及び学生の学修支援業務にあたる教職員の能力を保証し、育成・能力向上をするための方策を継続的に行っている。

5 学修環境・学生支援の点検・評価

学生が学修を行う施設・設備や資源等の学修環境、ならびに学生の学修等の相談・助言等の学生支援の施策の状況について、継続的な改善・向上を行うために、点検・評価を行っている。

6 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証

大学や学部・研究科の使命や目的を実現するため、上記の点検・評価の結果を総合し、また、必要に応じて全学のテーマ別の点検・評価を行うこと等により、大学や学部・研究科の教育研究活動がその使命や目的に照らして適切に行われ、成果を上げていることを検証している。

3. 本マニュアルの射程

上記1～6の内、「1 教育の内部質保証に関する方針と体制」、「3 教育プログラムの新設等の学内承認」、「5 学修環境・学生支援の点検・評価」については、全学あるいは各種委員会等の単位で別途規則・規程等を定めて対応します。

本マニュアルは、上記の内「2 教育プログラムの点検・評価（モニタリングとレビュー）」、「4 教職員の能力の保証と開発」、「6 大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証」に関する取組について、内部質保証に係る規則・規程等に基づき、その体制、実施方法等の在り方について記すものです。具体的には、各種アンケート・調査等の結果に基づき、学科等の教育プログラムを有する組織が、当該組織の責任者の下、点検や改善を行う手順等について述べます。

II. 教育の内部質保証の実施

1. 教育の内部質保証体制

教育の内部質保証は、その最終的な責任者を学長として、全学、学部（研究科・専攻科）、学科（専攻）、コース・選修・メジャー、授業担当教員の単位ごとに、その実施組織・実施者が行います。

実施組織に応じた実施責任者が定められ（表1）、その責任者の下に図1の流れにより、「モニタリング」と「レビュー」を行います。ただし、「レビュー」については、主として全学あるいは部局単位で行うものであり、教育プログラム単位における教育の内部質保証活動はモニタリングが中心となります。

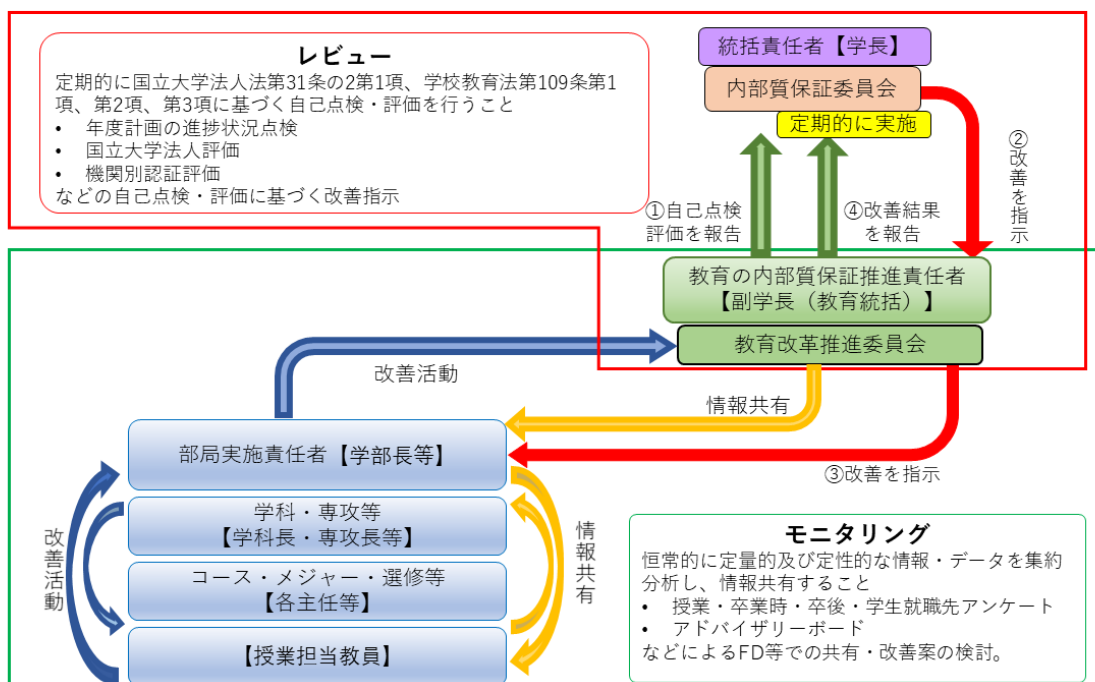
表1 教育の内部質保証実施組織等及び実施責任者

実施組織等	実施責任者
教育改革推進委員会（全学）	副学長（教育統括）※1
各学部・各研究科，全学教育機構及び特別支援教育特別専攻科	学部長・研究科長，全学教育機構長※2
人文社会科学部各学科	各学科長
人文社会科学部各メジャー	各メジャー主任
教育学部学校教育教員養成課程	教務委員会委員長
教育学部養護教諭養成課程	教育保健教室主任
教育学部学校教育教員養成課程教科教育コース各選修，教育実践科学コース及び特別支援教育コース	各教室主任
理学部理学科	学科長
理学科各コース	各コース長
工学部各学科	各学科長
農学部各学科	各学科長
農学部各コース	各コース長
大学院研究科各専攻	各専攻長
全学教育機構共通教育部門	共通教育部門長
開設授業科目	当該授業科目担当教員

※1：推進責任者

※2：部局実施責任者

図1 教育の内部質保証体制



2. 教育の内部質保証の手順と点検項目

教育の内部質保証は、図1のとおり、モニタリングとして、各種アンケート等の定量的・定性的なデータに基づき、教育改革推進委員会を筆頭に、学部、学科等の各階層でFDや委員会での議論を行い、それらの情報を上位組織にも共有し、上位組織の責任者は、必要に応じて改善の指示をすることとなります。改善の指示を受けた実施責任者は、提案に対する取組の状況を上位組織者に報告しなければなりません。モニタリングの内容は表2のとおりであり、これ以外にも全学や各部局において不定期に実施する調査も含まれる場合があります。

また、モニタリングや機関別認証評価のように定期的実施される点検・評価（レビュー）の結果について、教育の内部質保証の推進責任者（副学長（教育統括））は、定期的開催される「茨城大学内部質保証委員会」を通じて、内部質保証の統括責任者（学長）に報告し、報告を受けた内部質保証の統括責任者は、必要に応じて推進責任者に改善を指示し、推進責任者は教育改革推進委員会及び各部局に改善方針等を示し、改善活動を行うこととなります。

モニタリング、レビューの点検項目等は表3のとおりです。

表2 モニタリング項目及び実施時期

調査名	聴取内容	実施組織	実施時期
新入生アンケート	志望理由、大学における学修に対する期待、入学者選抜に対する意見、希望進路、アドミッション・ポリシー、入試広報活動、入学後の学修・学生生活、ディプロマ・ポリシーに対する理解及	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室並びにアドミッション・センター	毎年度

	び期待		
2 年生調査	在学中に取り組みたい事項，大学への要望，基礎学力自己評価，授業に対する総体評価，入学前イメージとの相違，大学外活動，希望進路及びアドミッション・ポリシーに対する理解	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室並びにアドミッション・センター	毎年度
授業アンケート	当該授業に対する到達目標に対する達成度，授業手法等の工夫，授業外学修時間，理解度，満足度，改善点等の意見，その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	毎学期
卒業時アンケート	ディプロマ・ポリシー達成度，授業外学修時間，学修及び学生生活の満足度，その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	毎年度
卒業後 3 年アンケート	ディプロマ・ポリシーに掲げる要素の活用度，在学中の学修・学生生活状況及びその活用度，その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	毎年度
卒業生就職先アンケート	在学中に身に付けるべき能力，就職後の能力向上度，ディプロマ・ポリシーに掲げる要素の実装度，就職活動に対する対応度，その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	2 年度に 1 回
学生生活実態調査	住居・通学手段，経済状況，生活時間，学修・学生支援満足度，学生生活上の悩み，課外活動・福利厚生施設の満足度，その他必要な事項	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	毎年度
学長との懇談会	統括責任者と協議の上決定する。	学務部	毎年度 1 回以上
学部執行部と学生との懇談会	学部長，研究科長と協議の上決定する。	各学部，研究科	毎年度 1 回以上
学部アドバイザーボード	学部長，研究科長と協議の上決定する。	各学部，研究科	毎年度 1 回以上
教育システム実態調査	教育改革推進委員会において決定する。	全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室	必要の都度

表 3 教育の内部質保証の点検項目，実施組織及び点検時期

点検項目	実施組織					点検時期
	全学	学部・研究科	学科・専攻	教育プログラム※	授業担当教員※	
教育の内部質保証	○					毎年度 1 回以上
教育課程	○	○	○	○		毎学期又は毎年度 1 回以上
授業科目	○	○	○	○	○	毎年度 1 回以上

学修成果	○	○	○	○		毎年度1回以上
成績評価	○	○	○	○	○	毎年度1回以上
成績評価に関する異議申立制度	○	○				毎年度1回以上
学修指導	○	○	○	○		毎年度1回以上
研究指導	○	○	○			毎年度1回以上
卒業（修了）判定，学論文審査	○	○				毎年度1回以上
学事暦	○					毎年度1回以上
学位授与方針及び教育課程編成方針	○	○	○			設置認可申請又は届出時，機関別認証評価受審時及び方針改定時
他の大学又は大学以外の教育施設等における学修，入学前の既修得単位等の単位認定	○	○				機関別認証評価受審時及び規則改正時
CAP 制	○	○				制度変更時
CAP 制（専門職学位課程）	○	○				教職大学院認証評価受審時及び制度変更時
大学院設置基準 14 条特例	○	○				機関別認証評価受審時及び実施方法等変更時
連携協力校の確保（専門職学位課程）	○	○				教職大学院認証評価受審時及び連携協力校変更時
夜間の授業への配慮に関する点検（工学部）	○	○				機関別認証評価受審時及び対応体制等変更時

※ 教育プログラム：学科等における教育目的を達成するために，体系的に編成された授業科目群及び履修要件を定める組織・単位（メジャー，選修・コース，部会など）。

※ 教育プログラム，授業担当教員の点検は，学科長等の実施責任者の指示により実施。

3. 各階層における教育の内部質保証活動

全学から教育プログラムまでの各階層における教育の内部質保証活動は，以下の点検項目・手順等により実施します。

①全学的な教育の内部質保証活動

推進責任者：副学長（教育統括）

実施組織：教育改革推進委員会

点検項目・手順等：別表のとおり

②学部・研究科単位における教育の内部質保証活動

部局実施責任者：各学部長・研究科長

実施組織：教授会（教育会議）・研究科委員会等

点検項目・手順等：別表のとおり

③学科・専攻単位における教育の内部質保証活動

実施責任者：各学科長・専攻長

実施組織：学科会議・専攻会議・FD等

点検項目・手順等：別表のとおり

④コース等の単位における教育の内部質保証活動

実施責任者：コース長，メジャー主任等（表1のとおり）

実施組織：コース等の会議・FD等

点検項目・手順等：学科長等上位組織の実施責任者の指示により，別表に従い実施

⑤授業担当教員の教育の内部質保証活動

実施責任者：授業担当教員

点検項目・手順等：学科長等上位組織の実施責任者の指示により，別表に従い実施

別表

常時点検する項目

点検・評価項目	全学	学部・研究科	学科・専攻
教育課程	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> カリキュラムが適切に運営されていること。</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等を各学部・学科等に提供。 部局実施責任者の分析結果報告について、教育改革推進委員会において、毎学期点検。 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> カリキュラムが適切に運営されていること。</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 学科長等からの分析結果報告に基づき、授業の理解度・満足度、学修時間等について、教授会・FD等において毎学期点検。 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> カリキュラムが適切に運営されていること。</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される、成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等に基づき、授業の理解度・満足度、学修時間等について、学科会議・FD等において毎学期分析。 実施責任者は、データ提供を受けた3月以内に点検結果を部局実施責任者に報告。

モニタリング及びレビュー時に点検する項目

点検・評価項目	全学	学部・研究科	学科・専攻
教育の内部質保証	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 教育の内部質保証の体制・手順等が適切であること。</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 機関別認証評価の評価基準に基づき、教育の内部質保証マニュアルの適切性を教育改革推進委員会において年1回以上点検。 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 		
教育課程	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 教育課程の編成が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則して体系的であること。【6-3-1】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、履修及び成績に関するデータを各学部・学科等に提供。 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 教育課程の編成が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則して体系的であること。【6-3-1】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 学科長等からの点検結果報告について、教授会・FD等において年1回以上点検。 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 教育課程の編成が、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則して体系的であること。【6-3-1】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、提供される履修及び成績に関するデータに基づき、授業科目の配置及び単位修得状況について、学科会議等において年1回以上分析。 以下について、学科会議・FD等において年1回以上点検。 <ol style="list-style-type: none"> ① 学科等のカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目が配置され、科目の体系的性が確保されていること。 ② カリキュラムマップ、コースツリー、履修モデル等が学生に示されていること。 ③ シラバスの組織的な点検が行われていること。 実施責任者は、当該年度末までに点検結果を部局実施責任者

<p>授業科目</p>	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること。【6-3-2】 □ 適切な授業形態、学修指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること。【6-4-3】 □ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること。【6-4-4】 □ 学生のニーズに応え得る学修相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること。【6-5-2】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等を各学部・学科等に提供。 ・ シラバスガイドが適切な内容であること及び授業改善に資するFD等が開催されていることについて、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 ・ 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること。【6-3-2】 □ 適切な授業形態、学修指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること。【6-4-3】 □ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること。【6-4-4】 □ 学生のニーズに応え得る学修相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること。【6-5-2】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学科長等からの点検結果報告について、教授会・FD等において年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 ・ 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p>に報告。</p> <p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること。【6-3-2】 □ 適切な授業形態、学修指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること。【6-4-3】 □ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること。【6-4-4】 □ 学生のニーズに応え得る学修相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること。【6-5-2】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等に基づき、単位修得状況、学修時間等について、学科会議・FD等において年1回以上分析。 ・ 以下について、学科会議・FD等において年1回以上点検。 <ol style="list-style-type: none"> ① シラバスがシラバスガイドに従って作成されていること。 ② シラバスの組織的なチェックが行われていること。 ③ 各授業科目の到達目標・成績評価基準が、学科等のディプロマ・ポリシーに沿っており、適切な水準であること。 ④ 卒業要件上主要と認める授業科目は、専任の教授・准教授が担当していること。教授または准教授が担当していない場合は、当該授業科目の実施内容や評価基準等の検討にあたり、教授または准教授が参画していること。 ⑤ オフィスアワーが適切な時間に設定されていること。 ・ 実施責任者は、当該年度末までに点検結果を部局実施責任者に報告。
<p>学修成果</p>	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。【6-8-1】 □ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。 □ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-3】 □ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-4】 □ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-5】 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。【6-8-1】 □ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。 □ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-3】 □ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-4】 □ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-5】 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。【6-8-1】 □ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること。 □ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-3】 □ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-4】 □ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学修成果が得られていること。【6-8-5】

	<p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、卒業時・卒後3年時・卒業生就職先の各種アンケート結果及び標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率を各学部・学科等に提供（卒業生就職先アンケートは2年に1回実施）。 キャリア支援室から、卒業（修了）者進路データを各学部・学科等に提供。 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 学科長等からの点検結果報告について、教授会・FD等において年1回以上点検。 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される卒業時・卒後3年時・卒業生就職先の各種アンケート結果及び標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率データ及びキャリア支援室から提供される卒業（修了）者進路データに基づき、以下について、学科会議・FD等において年1回以上分析。 <ol style="list-style-type: none"> 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が90%を上回っていること。 学科の目的及びディプロマ・ポリシーに則した資格の取得者状況。 就職率・就職先、進学率・進学先の状況が、学科の目的及びディプロマ・ポリシーに則して妥当であること。 卒業時・卒後3年時・卒業生就職先の各種アンケート結果により、学科の目的及びディプロマ・ポリシーに則した学修成果が得られていること。 実施責任者は、データ提供を受けた3月以内に点検結果を部局実施責任者に報告。
成績評価	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学修成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること 【6-6-1】 <input type="checkbox"/> 成績評価基準を学生に周知していること 【6-6-2】 <input type="checkbox"/> 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていること 【6-6-3】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等を各学部・学科等に提供。 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学修成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること 【6-6-1】 <input type="checkbox"/> 成績評価基準を学生に周知していること 【6-6-2】 <input type="checkbox"/> 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていること 【6-6-3】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 履修要項・履修案内等において、全学の成績評価基準が周知されていることを教授会・FD等において年1回以上点検。 学科長等からの点検結果報告について、教授会・FD等において年1回以上点検。 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学修成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること 【6-6-1】 <input type="checkbox"/> 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていること 【6-6-3】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等に基づき、以下について、学科会議・FD等において年1回以上分析。 <ol style="list-style-type: none"> シラバスの成績評価基準に関し、組織的な点検が行われていること。 卒業研究などの個人指導が中心となる科目については、成績評価の客観性を担保する措置が講じられていること。 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等に基づき、適切な成績評価が行われていること。 実施責任者は、データ提供を受けた3月以内に点検結果を部局実施責任者に報告。
成績評価に関する異議申立	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること。 【6-6-4】 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること。 【6-6-4】 	

	<p>□ 異議申立制度が適切に運用されていること。【6-6-4】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項」に定める対応手順等の適切性について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 ・ 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p>□ 異議申立制度が適切に運用されていること。【6-6-4】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項」第3条に定める成績評価に関する問合せ状況を教授会・FD等において年1回以上点検。 ・ 学生からの異議申立に対し、「茨城大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項」に定める対応がとられていることを教授会・FD等において年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有。 ・ 当該年度末までに点検結果を推進責任者に報告。 	
学修指導	<p><点検項目></p> <p>□ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること。【6-5-1】【6-5-2】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生オリエンテーションにおいて、十分な履修相談期間等が確保されていることを、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、「茨城大学の学士課程における成績不振等の学生への対応方針」に定める対象学生データを各学部・学科等に提供。 ・ 各学部等における教育の内部質保証実施責任者の点検結果報告に基づき、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 ・ 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p>□ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること。【6-5-1】【6-5-2】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学科長等からの点検結果報告について、教授会・FD等において年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 ・ 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p><点検項目></p> <p>□ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること。【6-5-1】【6-5-2】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下について、学科会議・FD等において年1回以上分析。 <ol style="list-style-type: none"> ① 新生オリエンテーション、在学生ガイダンス等において、十分な履修相談体制が設けられていること。 ② 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される「茨城大学の学士課程における成績不振等の学生への対応方針」に定める対象学生データに基づき、対象学生に対する面談等の対応が適切に行われていること。 ③ オフィスアワーが適切な時間に設定されていること。 ④ プレイメントテストを実施する授業科目については、その実施方法・実施結果が適切であること。 ⑤ 学生担任制が機能していること。 ・ 実施責任者は、当該年度末までに点検結果を部局実施責任者に報告。
研究指導	<p><点検項目></p> <p>□ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること。【6-3-4】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 ・ 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p>□ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること。【6-3-4】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻長等からの点検結果報告について、研究科委員会等において年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や専攻長等への改善指示を行う。 ・ 専攻長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<p><点検項目></p> <p>□ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること。【6-3-4】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各研究科・専攻の有するデータ等に基づき、以下について、専攻会議・FD等において年1回以上点検。 <ol style="list-style-type: none"> ① 研究科の教育目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていること ② 複数教員による指導体制がとられていること ③ 研究指導計画書が作成・活用されていること ④ 研究倫理教育が適切に実施されていること

			⑤ その他、中間発表、他大学や産業界との連携の状況 ・ 実施責任者は、当該年度末までに点検結果を部局実施責任者に報告。
卒業（修了）判定 学位論文審査	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること 【6-7-1】 □ 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること 【6-7-2】 □ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること 【6-7-3】 □ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること 【6-7-4】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部局実施責任者の点検結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 ・ 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 ・ 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方策を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 学部等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること 【6-7-1】 □ 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること 【6-7-2】 □ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること 【6-7-3】 □ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること 【6-7-4】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の新設または廃止、卒業（修了）要件、学位論文審査基準・審査方法が変更される場合は、教授会・FD等の審議を経ていることを、教授会・FD等において年1回以上点検。 ・ 教授会・FD等における卒業（修了）の判定にあたっては、教務委員会等、各部局で定める手順を経ていること。 ・ 履修要項・履修案内等において、卒業（修了）要件が周知されていることを、教授会・FD等において年1回以上点検。 ・ 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有。 ・ 当該年度末までに点検結果を推進責任者に報告。 	
学事暦	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること。 【6-4-1】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学年暦策定時に、教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 ・ 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方策を併せて報告。 		
授業期間	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。 【6-4-2】 □ 10週又は15週と異なる授業期間を設定（集中講義を除く）する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。 【6-4-2】 <p><手順等></p>	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。 【6-4-2】 □ 10週又は15週と異なる授業期間を設定（集中講義を除く）する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。 【6-4-2】 <p><手順等></p>	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。 【6-4-2】 □ 10週又は15週と異なる授業期間を設定（集中講義を除く）する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること。 【6-4-2】 <p><手順等></p>

	<ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から、成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等を各学部・学科等に提供。教育システム実態調査（不定期実施）において授業期間に関する調査を実施した際は併せて提供。 部局実施責任者の点検評価結果報告について、教育改革推進委員会において、年1回以上点検。 推進責任者は、必要に応じて内部質保証委員会に情報共有。 推進責任者は、定期的に点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等を各学科長等に提供。教育システム実態調査（不定期実施）において授業期間に関する調査を実施した際は併せて提供。 学科長等からの点検結果報告について、教授会・FD等において年1回以上点検。 部局実施責任者は、必要に応じ、内部質保証委員会への情報共有や学科長等への改善指示を行う。 学科長等からの報告後3月以内に点検結果を推進責任者に報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR室から提供される成績評価、授業アンケートデータ、授業点検結果等を各学科長等に基づき、クォーター科目の理解度・満足度、学修時間及び成績評価等について、15週実施科目と同等以上の教育効果を得られていることを、学科会議・FD等において年1回以上分析。 実施責任者は、データ提供を受けた3月以内に点検結果を部局実施責任者に報告。
--	--	--	--

レビュー時に点検する項目

点検・評価項目	全学	学部・研究科	学科・専攻
学位授与方針及び教育課程編成方針	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること。【6-1-1】 □ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学修方法に関する方針、③学修成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。【6-2-1】 □ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること。【6-2-2】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 以下について、機関別認証評価受審の前年度末までに、教育改革推進委員会において点検。 <ol style="list-style-type: none"> 各課程の全学ディプロマ・ポリシーが、本学の目的を踏まえていること及び各学部・研究科のディプロマ・ポリシーが、全学ディプロマ・ポリシーを踏まえていること 各課程の全学カリキュラム・ポリシーが、全学ディプロマ・ポリシーを踏まえていること及び各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーが、全学カリキュラム・ポリシーを踏まえていること。 全学及び各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーが、教育・学修方法に関する方針、学修成果の評価の方針を含み、明確かつ具体的に明示されていること。 全学または各学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改定、または学科等を設置する場合は、その都度、教育改革推進委員会において点検。 推進責任者は、点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること。【6-1-1】 □ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学修方法に関する方針、③学修成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。【6-2-1】 □ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること。【6-2-2】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 推進責任者の指示により、以下について教授会・FD等において点検。 <ol style="list-style-type: none"> 学部等のディプロマ・ポリシーが、全学のディプロマ・ポリシーを踏まえていること及び各学科等のディプロマ・ポリシーが、学部等ディプロマ・ポリシーを踏まえていること。 学部等のカリキュラム・ポリシーが、学部等のディプロマ・ポリシーを踏まえていること及び学科等のカリキュラム・ポリシーが、学部等のカリキュラム・ポリシーを踏まえていること。 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを改定、または学科等を設置する場合は、その都度、教授会・FD等において点検。 部局実施責任者は、点検結果を推進責任者に報告。 	<p><点検項目></p> <ul style="list-style-type: none"> □ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること。【6-1-1】 □ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学修方法に関する方針、③学修成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること。【6-2-1】 □ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること。【6-2-2】 <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> 学部長等の指示により、以下について、学科会議・FD等において点検。 <ol style="list-style-type: none"> 学科等のディプロマ・ポリシーが、学部等のディプロマ・ポリシーを踏まえていること。 学科等のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが、学部等のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえていること 実施責任者は、点検結果を部局実施責任者に報告。
他の大学又は大学以外の教	<p><点検項目></p>	<p><点検項目></p>	

<p>育施設等における学修，入学前の既修得単位等の単位認定に関すること</p>	<p><input type="checkbox"/> 他の大学又は大学以外の教育施設等における学修，入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合，認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること。【6-3-3】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「茨城大学における他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する要項」が法令に従い策定・運用されていることを，機関別認証評価受審の前年度末までに，教育改革推進委員会において点検。 ・ 要項を改定する場合は，その都度，教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は，点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに，改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><input type="checkbox"/> 他の大学又は大学以外の教育施設等における学修，入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合，認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること。【6-3-3】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進責任者の指示により，単位認定が「茨城大学における他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位等認定に関する要項」に従って行われていることを，教授会・FD等において点検。 ・ 部局実施責任者は，点検結果を推進責任者に報告。 	
<p>CAP 制に関すること</p>	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> CAP 制が適切に設定，運用されていること。</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室から，履修単位，単位修得状況等のデータを各学部等に提供。 ・ 部局実施責任者の点検結果報告について，教育改革推進委員会において点検。 ・ CAP 制を見直す場合は，その都度，教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は，点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに，改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> CAP 制が適切に設定，運用されていること。</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室から提供される，履修単位，単位修得状況等のデータに基づき，CAP 制が適切に設定，運用されていることを教授会・FD等において分析。 ・ 部局実施責任者は，分析結果を推進責任者に報告。 	
<p>CAP 制（専門職学位課程）</p>	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 専門職大学院においては，履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること 【6-4-5】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CAP 制が規定化されていることについて，教職大学院認証評価受審の前年度末までに，大学院教育学研究科長の点検結果報告に基づき，教育改革推進委員会において点検。 ・ CAP 制を見直す場合は，その都度，大学院教育学研究科長の報告に基づき，教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は，点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに，改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 専門職大学院においては，履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること 【6-4-5】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学教育機構総合教育企画部門又は教学システム・IR 室から提供される，履修単位，単位修得状況等のデータに基づき，CAP 制が適切に設定，運用されていることを研究科委員会・FD等において分析。 ・ CAP 制が規定化されていること及び適切に運用されていることについて研究科委員会において点検し，教職大学院認証評価受審の前年度末までに，推進責任者に分析・点検結果を報告。 ・ CAP 制を見直す場合は，その都度，検討結果を推進責任者に報告。 	
<p>大学院設置基準 14 条特例（大学院各研究科）</p>	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は，</p>		

	<p>法令に則した実施方法となっていること 【6-4-6】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院設置基準 14 条に基づき、大学院学則に規定されていることについて、機関別認証評価受審の前年度末までに、教育改革推進委員会において点検。 ・ 大学院設置基準または大学院学則の改正時は、その都度、教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は、点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 		
<p>教職大学院における連携協力校の確保</p>	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 連携協力校を確保していること 【6-4-8】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な連携協力校が確保されていることについて、教職大学院認証評価受審の前年度末までに、大学院教育学研究科長の点検結果報告に基づき、教育改革推進委員会において点検。 ・ 連携協力校に変更が生じる場合、その都度、大学院教育学研究科長の報告に基づき、教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は、点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 連携協力校を確保していること 【6-4-8】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な連携協力校が確保されていることについて、研究科委員会において点検。 ・ 大学院教育学研究科長は、教職大学院認証評価受審の前年度末までに、点検結果を推進責任者に報告。 	
<p>夜間の授業への配慮（工学部）</p>	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 夜間の授業を実施するにあたっての配慮を行っていること 【6-4-9】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部機械システム工学科フレックスコース授業実施に対する配慮の状況について、機関別認証評価受審の前年度末までに、工学部長の点検結果報告に基づき、教育改革推進委員会において点検。 ・ 実施体制等の見直しを行う場合は、その都度、工学部長の報告に基づき、教育改革推進委員会において点検。 ・ 推進責任者は、点検結果を内部質保証委員会に報告するとともに、改善の必要があると判断する場合は改善方を併せて報告。 	<p><点検項目></p> <p><input type="checkbox"/> 夜間の授業を実施するにあたっての配慮を行っていること 【6-4-9】</p> <p><手順等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部機械システム工学科フレックスコース授業実施に対し、適切な配慮がされていることについて、教授会において点検し、機関別認証評価受審の前年度末までに推進責任者に報告。 ・ 実施体制等の見直しを行う場合は、その都度、工学部教授会において点検し、推進責任者に報告。 	